

令和2年（ネ）第409号 南相馬市原発損害賠償請求控訴事件

一審原告 高田一男 外

一審被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 3

～一審被告控訴理由書「第2」「第3」に対する反論～

2022年1月19日

仙台高等裁判所 第2民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 広 田 次 男



同 弁護士 大 木 一 俊



同 弁護士 坂 本 博 之



同 弁護士 深 井 剛 志



外

第1 一審被告控訴理由書「第2」に対する反論

1 同2に対する反論

(1) 一審被告の主張

同項において一審被告は、例えば12頁に見るように「個々の被害者が有する個別事情に基づいて各自の慰謝料額の認定をすれば、中間指針等が定める賠償額の水準を下回る損害しか認められない場合もあることとなる」等と一般論を述べた上で、個別の一審原告らについて例示をし、慰謝料の評価要素となるべき個別事情を有する者も含めて一律の慰謝料額を認めた原判決の判断には明らかな誤りがあると原判決を批判する。

(2) 一審原告らの反論

しかし、中間指針の定める精神的損害（≒避難慰謝料）は、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情によって各避難等対象者が現実には被った精神的苦痛の程度には個人差があることを前提としつつ、「全員に共通する精神的苦痛」につき賠償対象としたものである（乙C1・中間指針：20頁）。そこでは、一審被告が同控訴理由書23頁以下で引用する原賠審第53回会合において鎌田会長が発言しているように、「いずれにしろ個別事情を考慮して、指針の提示する額より引き下げるということは全然考えていない」¹ものである。

そして、一審原告らは、そのような趣旨の中間指針を踏まえて一審被告が策定した自主賠償基準に基づき、同基準に沿った賠償を受けている。そうすると、一審被告控訴理由書「第6」に対する反論の中で引用した高松高裁令和3年9月29日判決が指摘するように、「第1審被告東電としては、その賠償額が対象となった損害費目についての実際の損害額を超えることを理由として、当該被災者に対し、のちに不当利得返還請求をするという事態は、少なくとも精神的

¹ この発言は、原賠審第53回会合における鎌田会長の発言のうち、一審被告が同控訴理由書23頁において敢えて引用しなかった部分である。

損害に対する賠償に関する限り、およそ想定していないと理解するのが合理的」であって、少なくとも精神的損害については、「当事者間である特定の損害費目に関して賠償すべき額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が明示的ないし黙示的に成立」していたと評価すべきである。

そうである以上、原判決が「避難慰謝料」に関して、中間指針等を踏まえた一審被告の自主賠償基準に基づく慰謝料額と同額の損害（旧避難指示解除準備区域の居住者につき850万円、旧緊急時避難準備区域の居住者につき180万円）を一律に認めたことは、避難慰謝料に係る精神的苦痛の金銭的評価が一審被告の自主賠償基準額を下回らないと認定した限りにおいて、正当である。

2 同3に対する反論

(1) 一審被告の主張

一審被告は、「1審原告ら全員に共通する損害を認める場合は、1審原告ら全員について同一の被害が生じているか、又は、被害の程度に若干の際があったとしても、同一の性質及び程度の精神的苦痛が認定される必要があることから（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）、1審原告らに共通の損害として1審被告の自主賠償基準による額を超える慰謝料を認めるのであれば、自主賠償基準による額を超える損害が生ずべき1審原告ら全員に共通の被害が認定されなければならない」（一審被告控訴理由書：19頁）とした上で、「1審原告ら各人の個別事情を見ていくと、1審被告の自主賠償基準による額を超える慰謝料が生ずべき1審原告ら全員に共通の被害を見出すことは到底できない」から「これを（注：自主賠償基準を）超える慰謝料を本件事故時点での居住地に基づいて一律に認定した原判決の判断は明らかに誤っていると主張する（同：20頁）。

(2) 一審原告らの反論

ア 「避難慰謝料」について

(ア) まず、本件において一審原告らが賠償を求めている避難慰謝料とは、自らの生命および身体が深刻且つ重大な危険に晒されたことそれ自体およびそれを回避するために余儀なくされた避難その他の行動に伴う精神的苦痛（以下まとめて「避難等に伴う精神的苦痛」という。）を内容とするものである。

(イ) この点、一審原告らは、本件事故によって一審原告ら各人に生じた避難等に伴う精神的苦痛のすべてが一審原告ら各人の請求する「避難慰謝料」の内容であると主張してきたのであって、一審原告ら全員に共通する精神的苦痛（損害）に限定して賠償を求める等という主張をしていない。

そうである以上、裁判所は、中間指針の精神的損害に係る賠償基準を踏まえた一審被告の賠償額を超える精神的苦痛が一審原告らに生じていたか否かを判断するにあたっては、一審原告ら各人が被った避難等に伴う精神的苦痛のすべてを基礎とすることができるし、且つ、基礎としなければならない（処分権主義）。

(ウ) 以上のとおりであるから、「1 審原告らに共通の損害として 1 審被告の自主賠償基準による額を超える慰謝料を認めるのであれば、自主賠償基準による額を超える損害が生ずべき 1 審原告ら全員に共通の被害が認定されなければならない」（下線及びルビは引用者による）との一審被告の主張は、そもそも前提からして誤っているというべきである。

イ 「故郷喪失・変容慰謝料」について

(ア) 本件において一審原告らが賠償を求めている「故郷喪失・変容慰謝料」とは、一審原告ら各人が帰属していた南相馬市原町区という地域社会（故郷）が破壊されたことによる不利益を内容とする損害について包括的に把握してその賠償を求めるものである。

(イ) 中間指針は、一審被告控訴理由書「第 4」に対する反論の中で詳述したとおり、このような内容の「故郷喪失・変容慰謝料」については賠償の対

象に含めていない。もっとも前述したように、中間指針はあくまで最低限度の賠償基準を定めるものであって、同指針が賠償の対象としていない損害であっても不法行為法損害賠償制度又は原子力損害賠償制度上の賠償の対象となることを前提としている。そして、上記内容の「故郷喪失・変容慰謝料」は、一審被告控訴理由書「第4」に対する反論において詳述したように一審原告ら各人に帰属する法益を侵害したものであるから、不法行為法損害賠償制度又は原子力損害賠償制度上一審被告が賠償すべき損害である。そうである以上、原判決が自主賠償基準に基づく一審被告の賠償額のほかに故郷喪失・変容慰謝料も賠償すべきであるとしたことは、正当な判示であるというべきである。

(ウ) また、原判決は、「『故郷』の内容を、生活基盤を構成する各要素が有機的に統合される一つの地域生活利益と捉える場合、それが享受したくてもできなくなったという状態を一括りのものとして評価すべきであって、その生活基盤又は地域生活利益を構成する各要素を一つずつ取り上げてそれぞれの要素と原告らとの個別的関わりの有無、程度等を決定する必要はないというべきである」と判示している（原判決：375頁。下線は引用者による。）。すなわち原判決は、本件事故によって家庭菜園ができなくなったとか山菜採りができなくなったといった一審原告ら各人が陳述書や証人尋問などで述べた個々の利益の喪失・変容を積み上げたものを「故郷喪失・変容慰謝料」の内容と解しているのではなく、そうした利益を含む多様多岐にわたる利益の源泉たる地域社会（故郷）が破壊されたことそれ自体が（多様多岐にわたる利益を享受したくてもできなくなった＝故郷から諸利益を享受できる地位そのものが剥奪〔毀損〕されたという意味において）一審原告ら各人の「故郷喪失・変容慰謝料」であると理解しているのである。言い換えれば、原判決は、「故郷喪失・変容慰謝料」の認定を通じて、地域社会（故郷）から多様多岐にわたる利益を享受できる地位それ

自体に法益性（客観的価値）を肯定し、その価値が本件事故によって破壊されたとしてその破壊された価値の補償を一審被告に命じたのである。

そして、このように故郷喪失・変容慰謝料を理解する場合、一審原告らには、本件事故当時に南相馬市原町区という地域に居住している限りはいずれも等しく故郷から多様多岐にわたる利益を享受できる地位を剥奪されるという被害（原判決の言葉を借りれば、生活基盤ないしは地域生活利益の喪失又は変容という被害。原判決：374頁）を被ったという意味での被害の同質性が認められる。これに加えて、本件訴訟が一定の地域に居住していた者が「故郷喪失・変容慰謝料」について一律の賠償を求めて集団的に訴えを提起しているという性格のものであることも併せ考えれば、原判決が「故郷喪失・変容慰謝料」について本件事故時点での居住地に基づいて類型化した上で一律に認定したこと（ひいては、一審原告ら全員に共通する損害部分がないとしなかったことや、旧緊急時避難準備区域の賠償額と旧避難指示解除準備区域の賠償額に関して低い方の金額〔旧緊急時避難準備区域の賠償額〕で統一しなかったこと）それ自体は、何ら違法・不当とはいえない。したがって、この点においても一審被告の上記批判は適当ではない。

3 小括

以上のとおりであるから、一審被告控訴理由書「第2」における一審被告の原判決批判には理由がない。

なお、原判決が「避難慰謝料」に関して、中間指針等を踏まえた一審被告の自主賠償基準に基づく慰謝料額と同額の損害を一律に認めたことは、避難慰謝料に係る精神的苦痛の金銭的評価が一審被告の自主賠償基準額を下回らないと認定した限りにおいては正当である。しかし、中間指針の定める賠償基準はあくまで最低限の賠償基準を定めるものであって、避難等に伴う精神的苦痛に限ってみても、

その策定過程において避難等を強いられた者の被害実態（日常生活阻害の程度）について聞き取りその他の調査していないことから明らかなように、一審原告らが被った日常生活阻害の程度を不足なく評価したとは到底認められない。また、生命や身体を重大かつ深刻な危険に晒されたこと自体や放射線被ばくへの不安等についてはそもそも考慮していないことは、一審原告ら控訴理由書において詳述したとおりである。そうである以上、避難慰謝料に係る精神的苦痛の金銭的評価が一審被告の自主賠償基準額を下回らないと認定するにとどまり、その苦痛の金銭的評価が自主賠償基準額を上回るとは評価しなかった原判決の判断は、その限りで不当である。この点については一審原告ら控訴理由書 84 頁～88 頁、同 92 頁～97 頁において詳述したのでそちらを参照されたい。

また、原判決が自主賠償基準に基づく一審被告の賠償額以外に故郷喪失・変容慰謝料についても賠償すべきとしたこと、さらには、原判決が「故郷喪失・変容慰謝料」について本件事故時点での居住地に基づいて一律に認定したことは、その限りにおいて正当である。しかし、その賠償額算定に当たって考慮すべきでない事項を考慮して低額に抑えていること、故郷の喪失又は変容が地域生活利益の侵害に留まらない包括的平穩生活権の侵害をもたらしていること（人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであって、それを剥奪された者の人生そのもの（人としての社会生活全般）に対して重大な制限をもたらすこと）を損害額決定にあたって十分に斟酌していないこと、さらには今なお廃炉作業中の危険な原発が居住地域の 30 km 圏内に存在しているばかりかその廃炉作業がいつ終了するかも現時点においては不明であること等に伴う精神的苦痛も何ら考慮されていないこと、旧緊急時避難準備区域と避難指示解除準備区域とは元々一体の地域であったにもかかわらず前者の賠償金額を後者のそれよりも極めて低額に抑えたことなど、原判決の損害額決定にあたっては様々な問題がある。この点については一審原告ら控訴理由書 118 頁～132 頁において詳述したとおりであるから、そちらを参照されたい。

第2 一審被告控訴理由書「第3」に対する反論

1 はじめに

一審被告控訴理由書「第3」における一審被告の主張のうち「2 審査会制度の趣旨及び指針の果たすべき機能」(同：22頁～24頁)についての反論は、一審被告控訴理由書「第4」と関連するので、そちらにおいて詳述する。そこで以下本項では、「1 精神的損害の算定及び評価における裁判所の裁量の限界」(同：20頁～22頁)についての一審原告らの反論を述べる。

2 一審原告らの反論

(1) 最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁の曲解

ア まず、一審被告は、「精神的損害の評価・算定が裁判所の裁量によるが、それは完全な自由裁量ではなく、裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲内にとどまることを要する」と主張して、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁を引用する(一審被告控訴理由書：20頁)。

イ しかし、一審被告が引用する最判平成6年2月22日は、「慰謝料とは、物質的損害ではなく精神的損害に対する賠償、いわば内心の痛みを与えられたことへの償いを意味し、その苦痛の程度を彼此比較した上、客観的・数量的に把握することは困難な性質のものであるから、当裁判所の先例においても、『慰謝料額の認定は原審の裁量に属する事実認定の問題であり、ただ右認定額が著しく不相当であって経験則又は条理に反するような事情でも存するならば格別』である(最高裁昭和三五年(オ)第二四一号同三八年三月二六日第三小法廷判決・裁判集民事六五号二四一頁)とされている。」という原則論を述べた上で、「しかし、ここで留意を要するのは、上告人らによる本訴請求は慰謝料を対象とするものであるが、物質的損害の賠償は別途請求するとい

うのではなく、かえって他に財産上の請求をしない旨を上告人らにおいて訴訟上明確に宣明し、上告人ら自身これに拘束されているのが本件であることである。」という同事件の事案の特殊性を踏まえ、「したがって、上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」（下線は引用者による）と判示したものである。

ウ このように、一審被告は最判平成6年2月22日の「慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要する」という判示部分のみを引用しているが、上記のような判示部分が導かれるにあたっては、「上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして」という判示部分が前提（必要条件）となっているのである。したがって、この前提（必要条件）を欠く場合には、「慰謝料額の認定は原審の裁量に属する事実認定の問題であり、ただ右認定額が著しく不相当であって経験則又は条理に反するような事情でも存するならば格別」という原則論に立ち戻ることになる。

エ そして、一審被告の主張では、上記前提（必要条件）についての言及が何もない。個別の財産的損害に対する賠償を考慮していないことが上記前提に相当する事情であると一審被告は主張したいのかもしれないが、それはまさに裁判所の裁量に属する事実認定の問題であって、上記最高裁判決が原則論

を修正する特殊事情をそこまで広範に解していると理解することは到底できない。そもそも少なくとも原判決の判示（特に原判決：385頁）を読む限りは、それを考慮した上でなお一審原告ら各人に追加の慰謝料の賠償を認めるべきと判示していると読むのが素直でもある（ただし、その考慮の仕方が問題〔過大考慮〕であることについては、一審原告ら控訴理由書：121頁～126頁参照）。

そうである以上、少なくとも一審被告の主張との関係では、「慰謝料額の認定は原審の裁量に属する事実認定の問題であり、ただ右認定額が著しく不相当であって経験則又は条理に反するような事情でも存するならば格別」という原則論が妥当することになる。以上のとおりであるから、最判平成6年2月22日を用いた一審被告の主張は、同最判の理解をそもそも誤っているものであって、理由がない²。

オ なお念のため付言すると、一審原告らも一審原告ら控訴理由書・125頁

² なお、一審被告の主張は、その控訴答弁書の随所において、最判平成6年2月22日に関する主張を含め判例や学説の曲解が目立つ。

例えば、一審被告控訴理由書25頁において一審被告は「法律上保護される利益といえるためには、利益の客体・内容が明確であり、利益帰属主体の範囲が明確である必要がある」として潮見佳男「不法行為法I〔第2版〕」（信山社、2009年）33頁を引用する。しかし、潮見教授の同書は、正確には、（民法709条が定める「権利」と「法律上保護された利益」の区別に消極の立場を示したうえで）「権利か否かを考える上では、憲法を頂点とする実体法にその基礎を有すること、権利者の範囲が明確であること（権利帰属主体の明確性）、権利の客体・内容が明確であること（他者の権利との衡量の結果、国家が個人に保障した権利の内容と外延を表現できる程度のものというのが正確であろう）が分岐点となる」（下線は引用者）と述べているのであって、下線部を除いている意味で引用が極めて不正確である。

また、国立景観訴訟最高裁判決（最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁）についても、同控訴理由書29頁で「同最高裁判決は『景観利益』について、景観保護を目的とした法律や条例が制定されていることを理由に挙げて、『法律上保護に値する』と判断している」としているが、同最高裁判決が景観利益の法益性を肯定した理由はあくまでも都市の景観が客観的価値を有するからであって、そのことは同判決の判示を読めば明らかである（なお、高橋譲・最高裁判所判例解説 民事篇（平成18年度）447頁も「本判決の考え方」の中で「都市の景観利益が保護される根拠については、上記のとおり、良好な風景として客観的価値を有することを挙げており」〔下線は引用者による〕と説明しており、法律や条例が定められていることが理由であるとは一言も述べられていない。そもそも法律や条例が定められていなければ法益に当たらない等という考え方は大学湯事件大審院判決〔大審院大正14年11月28日判決〕において否定されたところである）。

以下において原判決の慰謝料額算定に係る判示が最判平成6年2月22日に違背する旨の主張を行っているが、この主張においては、同判決が示す前提（必要条件）に相当する事情を主張しているのものであって、一審被告の主張はその点で大きく異なるので、その点は留意されたい。また、本件原発の近くに住み続けてきた（そしてこれからも住み続けていく）ことに伴う重大な不安を考慮していないことその他の慰謝料額算定にあたっての原判決の問題点については、一審原告ら控訴理由書118頁～132頁において詳述したところであるので、そちらを参照されたい。

(2) 過去の先例に照らして十分であるとの主張の不当性

ア 過去の先例に照らして十分であるとの一審被告の主張の不当性についてはこれまでも繰り返し主張してきたし、一審被告控訴理由書「第5」に対する反論の中でも主張したところではあるが、本件事故はこれまでわが国の司法が体験したことのない未曾有の事故であり、「長期間にわたる避難生活」「放射能汚染ばく露による健康影響についての深刻な危惧」「故郷の喪失又は変容」といった従来経験したことのない新たな被害をも引き起こしているのもあって、「過去の先例」が存在しない事案である。立教大学の淡路剛久教授が指摘するように、「交通事故賠償論を中心に形成されてきた従来 of 不法行為損害論は、本件事故によって引き起こされた被害実態（あるがままの被害）のすべてを、必ずしも適切かつ妥当に捉えていないし、捉える損害論の枠組みをも有していない」（甲A243：3頁～4頁）のである。実際、一審被告が自主賠償基準の基礎としている中間指針も、同指針で賠償の対象としていない損害だからといって原子力損害賠償法上賠償の対象とならないわけではないことを繰り返し明示する等してそのことを随所で自認しているし、同指針策定当時から原賠審の委員であった大塚教授も「中間指針は、東電の自主的な賠償のための指針であり、いわば最低限度のものにすぎない」と述べている（甲A265：134頁）。

イ そうである以上、中間指針を踏まえた自主賠償基準に基づく賠償額を支払ったからといって、そのことをもって「過去の裁判例等に照らしてもそれ自体として十分な水準にあ〔る〕」（一審被告控訴理由書：20頁）と評価することはできない。以上のとおりであるから、この点に関する一審被告の主張にも理由がないというべきである。

以 上